

●香川県告示第90号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成29年3月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第9号
- 2 指 定 年 月 日 平成29年3月8日
- 3 指定道路の位置 丸亀市川西町北字七条2257番の一部、2258番2、2259番4、2259番7及び2260番4
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.24メートル～4.30メートル
延長 63.16メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。